

懲罰的損害賠償試論

—アメリカ不法行為法の視点から—

藤倉皓一郎

一はじめに

日本民法の下では、不法行為責任を問う主な目的は被害者に生じた損害を填補することであるとされている。しかし、近年、企業が原因者である不法行為については、被害者の損害を填補するのみでは問題が片付かない事例が増えている。すなわち、特定の被害者の損害を賠償しても、加害企業に不法行為による利得が残る場合である。不法行為による利得が存するかぎり、少なくとも理論上は、企業の側に同様の不法行為を繰り返さないように努めるという動機づけは生れない。こうした事例では、不法行為法はこれまでの損害の填補に加えて、不法行為者への制裁、損害の原因となる行為に対する抑止を検討しなければならない。日本の法制においては、これまでの通説的理解によれば、民事責任は刑事責任とは峻別されており、民事責任は専ら損害の填補を目的とし、制裁的機能は刑事法に、また違法

行為を予防する機能は、それぞれの法律に基づく行政規制に委ねるべきであるとされてきた。しかし、企業の不法行為に対する、制裁、予防の見地から刑事責任が問われ、行政規制が適用される例はまれである。また公法的規制が適用されたわずかな例について考えても、時期を失しているか、軽微な処置がとられているにすぎず、制裁、予防の効果はきわめて弱い。端的に言って、日本の刑法、行政法は企業の不法行為を抑止する機能を果たしていない。

こうした状況の中で、制裁・予防を必要とする不法行為が増えている。こうした不法行為は、さしあたり次のようないくつかの特徴を備えている。第一に、企業組織による不法行為であること、第二に、たんなる過失ではなく、強い法的非難に値する非行であること、第三に、その不法行為によって多数の被害者に損害が生じていること、第四に、被害者の損害を填補するのみでは同様の非行を防止する効果を期待できないことである。

この類型に入る不法行為として、例えば、通常の安全性を欠く製品の製造・販売（欠陥車、エイズ・ウイルスに汚染された血液製剤）、消費者に被害を与える不当、不公正な企業活動（違法な価格協定、談合）、企業による被用者、利用者に対する差別（性別による雇用差別）、企業活動による公害などを上げることができる。それぞれ制裁、予防の見地から公法的規制の発動が求められる分野であるが、その前に被害者による加害企業に対する不法行為責任の追及が不可欠である。それは被害者が不法行為の直接の影響をもろに被るからであり、逸早く被害を認識し、賠償請求訴訟によつて原因行為の究明、責任の追及に動く立場によつてによる。

こうした立場にある被害者はなぜ訴訟を起こすのであろうか。もちろん被つた損害の賠償を求めるためであるが、理由はそれに限られない。むしろ、多くの事例で被害者は不法行為を行う企業に対して怒りを覚え、その謝罪を求める

て訴える。また、なぜ被害が加えられたのか、その原因を明らかにするために訴える。さらに、加害者に同じ行為を繰り返させないために訴訟する。

こうした被害者の訴訟において、民法七〇九条は不法行為により生じた損害を填補することで足れりとしていてよいのであろうか。こうした解釈は再検討される時期ではないのか。七〇九条は「故意又ハ過失ニヨリテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」として、故意と過失を書き分け、それぞれを賠償責任の成立要件としている。「故意又ハ過失」による「権利侵害」（違法性）があれば、それに「因リテ」（因果関係）「發生シタル損害」について賠償責任が成立する。これまで責任の要件としては専ら過失のみが論じられ、故意による権利侵害については、独立の不法行為類型として、その要件と責任が詳しく論じられることはなかつた。また、「権利侵害」は違法性と読み替えられ、違法性は「侵害行為の態様と被侵害利益の性質によつて決まる」とされてきた。このように、故意と違法性は賠償責任を負わせる要件であるが、発生した損害の評価、適切な賠償額の決定には全く無関係といえるのであろうか。不法行為の結果に対する法的救済を決める局面へ、故意や違法性は反映されないのである。

故意の悪質な侵害行為によって、人の生命、健康という重大な利益に侵害が生じた場合、その行為の違法性はきわめて強い。故意による不法行為が成立すれば、非難性の強い行為によって他人の権利を侵害した者は、より大きな賠償責任を問われるのではないか。故意の不法行為による被害は過失による場合よりも大きいのではないか。例えば、故意の侵害を受けた被害者はしばしば大きな精神的損害を被る。被害者の精神的トラウマ（外傷）を癒すためには、加害者への怒り、報復、同様な行為を一度と繰り返させないといった被害者の心理的要因を考慮しなければならない。

精神的損害に対する慰謝料は、なぜ実損害に「色をつける」調整的役割に止まらなければならないのか。また、慰謝料の認定は裁判官の裁量に任されているが、裁量行使する基準はなにか。裁判官が裁量権の行使に当たって考慮すべき要因はなにか。裁量権の行使をコントロールする手続的枠組みはなにか。

再検討をする課題は多い。不法行為法の解釈論として、故意責任の要件の明確化、補償的損害賠償の原則の問題点、慰謝料の性質、とくにその制裁的機能の検討などが試みられなければならない。

わが国の最高裁判所は、アメリカ合衆国市民がカリフォルニア州裁判所の判決の日本での執行を求めた事件で、アメリカ法が認めている懲罰賠償は「我が国における不法行為に基づく損害賠償制度の基本原則ないし基本理念と相いれないもの」で、「我が国の公の秩序に反する」との判断を示した。⁽¹⁾

この判決によれば、「我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかつたときの状態に回復させることを目的とするものであり、加害者に対する制裁や、将来に起きた同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない。」

この判決が示している日米の不法行為法制度の捉え方、広くいえば両国の法文化の違いについては、改めて検討を要する問題が多い。しかし、まず、英米の不法行為法の分野において古くから認められている懲罰的損害賠償(punitive damages)とはなにか。そして、現代のアメリカ社会の中で、懲罰的損害賠償についてどのような問題が生じているのか。(以下、懲罰賠償と表記する) 本稿では、最近のアメリカ連邦最高裁判所の懲罰賠償をめぐる四つ

の事件判決を素材に、判決文に則して現代アメリカ不法行為法の懲罰賠償についての問題点を整理する。いすれ日本の不法行為の賠償理論を検討する手がかりを求める、いわば準備作業である。

まず、コモン・ローが判例によって認めてきた懲罰賠償とはなにか。コモン・ローでは、故意による不法行為 (intentional torts)、他人の身体の安全を侵す悪意の (malicious) 行為、無謀な (wanton or reckless) 行為、詐欺的 (fraudulent) 行為については、実際に発生した損害に対する補償（填補）賠償 (compensatory damages) に加えて、不法行為者を制裁し、また同じ非行を防止するために、懲罰賠償を認めてくる。懲罰賠償を被告に負わせるか、また懲罰賠償の金額をどれだけと認定するかは、陪審の裁量に委ねられる。懲罰賠償を認める目的は制裁と予防であるから、陪審は被害者に生じた実損害の算定とは別に懲罰賠償額を認定できる。予防と制裁のために妥当と陪審が判定する額を認定すればよい。懲罰賠償金は原告に与えられる。

懲罰賠償を決める陪審の裁量は無制約ではない。コモン・ローは伝統的に陪審による裁量権の行使に手続的な制約を課している。陪審は懲罰賠償の目的と認定の指針について裁判官から説示を受ける。陪審の認定した懲罰賠償が事実審理で示された証拠、弁論上の根拠を欠き、または明らかに陪審の偏見、激情に基づく恣意的なものであると裁判官が判断した場合には、「それを覆すこと」ができる。また裁判官は陪審の認定した懲罰賠償額の減額を命じる、ことができる。事実審において陪審の認定した懲罰賠償は控訴審においても審査される。その際、陪審への説示の適否、懲罰賠償の認定について考慮される要因、認定額の妥当性が検討される。

懲罰賠償は長年にわたって各州内のコモン・ローの問題であるとされてきた。ところが近年、陪審が巨額の懲罰賠

償を認める事例がつづき、こうした陪審の裁量に基づく懲罰賠償が合衆国憲法第一四修正に定めるデュー・プロセス（法の適正な過程）に違反するという論議が盛んになった。判断の基準、手続の過程を明らかにすることなく、陪審が巨額の懲罰賠償を被告に負わせることは、法の適正な過程によらずに財産を奪うことになるというのである。一九九一年から一九九六年にかけて、連邦最高裁判所は懲罰賠償の額の妥当性と審査の手続を争う四件の事件を取り上げて、判決を下した。州裁判所における陪審審理によって懲罰賠償を命じられたのは、いずれも州外の企業である。連邦最高裁の判決はいくつもの興味のある憲法上の論点を含んでいるが、ここでは懲罰賠償に関する陪審への説示的具体的な内容と懲罰賠償を認定するクライテリアに焦点を置いて整理する。

二においては、連邦最高裁の四つの判決について、それぞれ事実の概要、争点、判決理由を要約する。さらに、三において、これらの判決を通じて現代のアメリカ不法行為法における懲罰賠償の問題点を考える。

二 連邦最高裁判所の判決

1 パシフィック相互生命保険会社対ハスリップ事件（一九九一年）⁽³⁾

【事実の概要】

原告（被上告人）ハスリップらはアラバマ州内の自治体の公務員である。被告（上告人）パシフィック保険会社の代理人と称するRは、自治体との間に被用者のための団体健康保険と個人の生命保険をパッケージとした保険契約を結んだ。しかし、Rは毎月、自治体から払い込まれる保険料を着服した。一九八二年、原告は入院したが、病院は彼

女の健康保険契約を確認できなかつたので、本人に直接医療費を請求、しかし、支払が得られなかつたため、病院は債権回収業者に委託し、結果的に原告は経済的信用を傷つけられた。

原告は詐欺を理由にパシフィック保険会社とRに対して損害賠償を請求した。アラバマ州では詐欺による不法行為責任が認定された場合には、陪審は懲罰賠償を与えることができる。

陪審への説示

事実審裁判官は陪審に次のような説示を与えた。⁽⁴⁾

「さて、あなたが詐欺を行なわれたと認定するなら、填補賠償に加えて、あなたの裁量に基づいて懲罰賠償と呼ばれる賠償金を与えることができる。

「この賠償金は原告に与えられるが、原告の被害を填補するためではなく、被告を制裁するためである。懲罰とは罰を加えるという意味で、見せしめ賠償ともいわれる。原告は詐欺に掛けられた、そしてその直接の結果として被害を受けたと証拠から合理的にいえるとあなたが感じるなら、填補賠償に加えて、あなたの裁量によって懲罰賠償を与えることができる。

「さて、懲罰または見せしめ賠償を与える目的は、被告を制裁することによって原告に金銭賠償を与え、さらに加えて被告や他の者が将来において同じ不法をなすことを防止し、公共一般を保護するためである。懲罰賠償はまったく陪審の裁量に委ねられる。すなわち、この陪審がそうすべきであると思わないのであれば、与えなくてもよい。

「懲罰賠償を与える場合には、金額を決めるにあたって、証拠によつて示された非行の性質と程度ならびに同様な非行を防止する必要性を考慮しなければならない。

陪審は被告・保険会社の使用者責任を認め、詐欺についての懲罰賠償を含む一〇四万ドルの賠償を原告に与えた。一般評決 (general verdict) であるので、填補損害と懲罰賠償の区分は明示されていないが、事実審理において原告の実損害は二〇万ドルと主張されたので、八四万ドルが懲罰賠償にあたる。事実審裁判所はこの陪審評決をそのまま認め、被告に賠償の支払を命じた。被告は懲罰賠償額が過大であるとして上告、アラバマ州最高裁判所は事実審判決を支持した。

懲罰賠償額を審査する基準

州最高裁は、懲罰賠償額が予防と制裁の目的に合理的に関連しているかを判定するために、次の要因を考慮した。⁽⁵⁾

- (a) 懲罰損害賠償と被告の行為から実際に生じた被害および生じうる被害との間の合理的な関連性。
- (b) 被告の行為に対する非難性の程度、その行為が継続した期間、被告の認識、隠蔽行為、そして過去の同様な行為の存否、またその頻度。
- (c) 不法行為が被告にもたらす利益と、その利益を除去し被告に損失を負担させることが望ましいか。
- (d) 被告の「経済的地位」。
- (e) 訴訟の全費用。
- (f) 被告にその行為に対する刑事制裁が科されたか。（あれば減額要因になる。）

(g) 同じ行為に対して被告に民事賠償が負わされたか。（あれば減額要因になる。）

州最高裁は陪審の認定した懲罰賠償額は、これらのクライテリアに照らして合理性をもつもので、過大とはいえないと判決した。

被告はさらに連邦最高裁判所へ上告、本件の陪審が認定した懲罰賠償額は「きわめて過大」(grossly excessive)であり、合衆国憲法第一四修正のデュー・プロセスに違反すると主張した。

【争点】

「法の適正な過程」条項は、懲罰損害を与える陪審の不適正な裁量に対する制約を加えるか。本件の懲罰賠償の認定手続と認定額はデュー・プロセスに違反するか。連邦最高裁は違反しないとの判断を示した。

【判決理由】

本件における説示は陪審に懲罰賠償を判定するうえで相当な裁量を与えていた。しかし、その裁量は無制約ではない。裁量は州が政策として実現しようと求める予防と制裁に限定されている。懲罰賠償を与える場合には、陪審は「証拠によって示された不法の性質と程度ならびに同様な非行を防止する必要性を考慮に入れなければならない。」この説示によつて陪審は懲罰賠償の性質と目的を知り、事件で責任を問われた民事の不法行為に対する制裁としての賠償であることを認識する。また説示は懲罰賠償の認定が陪審の裁量に委ねられることを説明している。

これらの説示は、二つの利益、すなわち、被告が制裁の可能性を予測にいれて合理的な行為を決定するという利益と、アラバマ州が個別の事件において適切な予防と制裁を決めるという利益とを合理的に調和させる。ここで陪審と

裁判所に委ねられている裁量は、「子どものための最善の利益」、「合理的な注意」、「相当の注意」、「精神的な被害に対する適切な賠償」などの判断のための裁量とかわらない。

裁量が合理的な制約の下で行使されるかぎり、デュー・プロセスの要件は充足される。州最高裁は判例によつて事実審終結後に懲罰賠償を審査する手続を明らかにしている。事実審裁判所は、陪審の認定した賠償額が過大であると、いう理由で、評決に干渉するか、しないかを記録に照らして判断する。この際、事実審が考慮する要素としては、被告の行為の非難性、他人に同様の行為をさせないという要請、当事者に与える影響、善意の第三者への影響などがあげられる。

これらの基準の適用は、懲罰賠償を判定する陪審の裁量に十分に確実な、意味のある制約を加えるものである。州最高裁によるこれらの基準に基づく評決審査は、懲罰賠償額が非行の重大性と不釣合なものではなく、また補償賠償額に対してなんらかの理解できる関連性をもつことを確實にする。同州の懲罰賠償は民事非行の悪性、被害者に与える効果、再発の可能性、被告の不当利得の程度などを考慮するので、陪審は被告の資産の大きさのみに左右されるのではない。パシフィック保険会社は、アラバマ州の定める手続的保障のすべての手段による保護を受けた。陪審には適切な説示が与えられた。事実審裁判所は評決後の審査を先例の示す基準に基づいておこなった。事実審は被告の行為が「故意の害意をもち、悪性の詐欺」にあたると認定し、保険会社による同様の行為を防止する重要性からみて賠償額が妥当であると認定した。州最高裁も先例の基準に従つて評決を支持した。本件における懲罰賠償額が客観的なクライテリアを欠くとはいえない。

本件において、陪審は原告に一〇四万ドルの賠償を与える一般評決を下した。事実審において主張された原告の実損害はほぼ二一〇万ドルで、その中には原告の出損した（おそらく保険掛金、入院費用などの）積極的損害（out of pocket expenses）四〇〇〇ドルが含まれる。懲罰賠償額八〇万ドルは実損害額の四倍、積極的損害の一〇〇倍であり、また保険詐欺に科せられる罰金よりもはるかに高額である。しかし、個人の刑事責任が問われた場合、拘禁刑が科されることを考えると、この評決額がきわめて過大であり、デュー・プロセスに違反するとはいえない。⁽⁶⁾（ブラッタマン裁判官法廷意見、レーンクイスト、ホワイト、マーシャル、ステーヴンス各裁判官同調。スカリア裁判官は結果に同意。ケネディ裁判官結果に同意。）

【反対意見】

アラバマ州のコモン・ローに基づく懲罰賠償認定の方式は、「あいまい」(vagueness)であるという理由で無効である。この方式は懲罰を定める基準のない裁量を陪審に与えている。またアラバマ州裁判所の評決後の審査で考慮される要因も陪審への説示のあいまいさを治癒するものではない。かりに「あいまい」でないとしても、手続的デュー・プロセスの保障を充たすものではない。この方式は基本的な公平性を欠いているので、憲法上無効である。

特定の懲罰賠償額の大小は問題ではない。伝統的なコモン・ローの手続であれデュー・プロセスの現代的要請を充たさなければならない。大きな額の懲罰賠償が爆発的に増えている状況は、コモン・ロー制度に含まれた憲法上の欠陥を曝露している。（オコナー裁判官反対意見。）

【事実の概要】

上告人（原告）TXOはアメリカ一五州にまたがって石油とガスを採掘する企業であるが、被上告人（被告）アライアンス資源会社が採掘権をもつウエスト・ヴァージニア州内の有望な鉱区に目を付け、一九八五年、好条件を提示してアライアンスから権利を買収した。TXOは一エーカー当たり二〇ドルを支払い、採掘費用をすべて負担し、採掘された石油とガスによる利益の二二%を支払うというものであった。

契約後数ヶ月して、TXOの弁護士がアライアンス社に対して、同鉱区の「石炭」採掘権が一九五八年に他社に譲渡された証書を発見し、アライアンス社の鉱区に対する権利には「瑕疵がある可能性」のある旨を通知した。TXOは「石炭」採掘権の譲渡を受けた当事者から証書は石油の採掘権をも含むとの供述書を得ようとしたが成功せず、この当事者から六〇〇〇ドルで採掘権証書を買収、これを登録した。その上で、アライアンス社に採掘権の瑕疵を言い立てて採掘料についての再交渉を求めた。交渉が不調に終ったところで、TXOは同社が鉱区の排他的採掘権を有する旨の宣言判決を求めて、州裁判所に提訴した。

これに対してもアライアンス社は、コモン・ロー上の権利誹謗（slander of title）に基づく反訴を提起し、次のように主張した。(a) TXOはアライアンス社が鉱区について完全な権利を有することを知っていた。(b) 他社から入手した無意味な「石炭」採掘権譲渡書に基づいて、採掘料を減額させるため悪意をもつて訴訟を提起した。(c) 鉱区から採掘される石油とガスの予想収益は大きく、採掘料もかなりの支払額になる。(d) TXOは大企業であり、他の州において

も本件と同様の不正行為を行つてゐる。

陪審への説示

事実審裁判所は陪審に次の説示を与えた。⁽⁸⁾

「TXOが他人の権利を無視したこと（*recklessness*）を示す無謀、故意、悪意または逸脱行為を犯した証拠が（それを否定する証拠に）優つてゐる（*preponderance of evidence*）と判断する場合、本件において懲罰賠償を与える」とができる。

「懲罰賠償額の認定にあたつて、あなたは特定の出来事にかかる状況のすべてを考慮に入れるべきである。その中には以下の事項も含まれる。加えられた被害の範囲、行為を行つた当事者の意図、加害者の資産、ならびに損害額を減らせる」とに働く状況などである。」のようないくつかの制裁の目的はTXOや他の者が将来において同様の侵害行為を行うことを抑止するためである。従つて、そのような行為を抑止するためには、同一の、または同様な状況において、より大きな資産を持つ者に対しては、通常の資産を持つ者に対するよりも、大きな制裁金を課す必要がある」とを法は認めている。

陪審はアライアンスに実損害（訴訟費用）一万九〇〇〇ドルと懲罰賠償一〇〇〇万ドル（実損害の五二六倍）の賠償を与える評決を下した。

TXOは本件の懲罰賠償はデュー・プロセスに違反すると主張して、陪審評決を覆す判決と賠償額の減額を求める申立をした。TXOは、本件の懲罰賠償に関する説示が「なにが合理的な懲罰賠償かについて、何の尺度をも示さず陪審が自分の基準を使うに任せた。合理性判断のための指針、要件をまったく欠き、あいまいである故に違憲であ

る」と主張した。事実審裁判所は理由を示すことなく被告の申立を却下、被告は上告した。

ウエスト・ヴァージニア州最高裁判所は、この評決を審査するため連邦最高裁判所のパシフィック保険会社事件判決を引用し、懲罰賠償と填補損害との「合理的な関連性」を判定するために、次の三つの要因を検討した。(1) TXO の行為が原因となつて起こりえた被害、(2) TXO の行為の悪性、(3) TXO が将来において同様な行為を行うことを防止するためには必要な制裁である。州最高裁は右の各点につき次のような判断を示した。同社の行為は計画的な欺罔行為であり、これからも他の被害者に何百万ドルもの損害を加える可能性がある。この行為は非常に悪質であり強く非難される。この大きさの懲罰賠償額は、以後、同社に詐欺、詐術、欺まん行為を止めさせるために必要である。

TXO は、懲罰賠償額がきわめて過大であり、デュー・プロセスに違反する財産の恣意的な徴収にあたるとして、連邦最高裁判所に上告、次の点を主張した。懲罰賠償にはより綿密な審査 (*heightened scrutiny*)⁽⁹⁾ が求められる。また懲罰賠償額の公平性の判断は客観的基準に基づくべきである。

【争点】 デュー・プロセスに違反する過大な懲罰賠償であると判断する基準はなにか。連邦最高裁は一般的な合理性を考慮して判断されると判断示した。

【判決理由】

第一四修正のデュー・プロセスの下で、懲罰が越えてはならない実質的な限度があることは先例の認めるところである。TXO は、共同体から選出された議員が熟慮して定めた罰則とは違い、懲罰賠償は陪審の裁量に基づいて決まるから、議会の制定法に対するよりも厳しい審査がなされねばならないと主張する。しかし、陪審の判断についても

司法手続的な保障が存在する。陪審員は審理につくまえに、偏見を抱かない者として選ばれ、陪審による損害額の判定は事実審における対立当事者の証拠と弁論に基づく集合的な審議 (collective deliberation) の産物である。本件の認定額は事実審理において証拠・証言を審理した事実審裁判官によつて審査され、支持された。さらに州最高裁が審査の上でこの懲罰賠償額を支持した。このような手続を踏んだ判断に対しては、その合理性を判断することで足り、より綿密な審査が必要であるとはいえない。陪審の評決による賠償額は妥当であるとの強い推定を受ける。（反証を許さない推定といつてもよい。）

パシフィック保険会社事件の判決で述べたように、懲罰賠償がきわめて過大であるかどうかの判定には、数式による明確な区分線は引けないが、一般的な合理性の配慮に基づく判断が必要である。この基準を本件に適用するとどうなるのか。

基本的な公平性の問題として、懲罰賠償額は補償賠償額に合理的な関連性をもつものでなければならぬ。本件において、被告の不法な計画が成功しておれば、対象とされた被害者に生じたであろう被害の規模と、将来における同様な行動が防止されなければ他の被害者に加えられるであろう被害を考慮することは適切である。本件では、TXO が将来の使用料支払を何百万ドルも減らせようと企んでいたと陪審が信じるに足る証拠が示された。（アライアンス社の主張によれば、鉱区の油田が完全に開発された場合、同社が受け取る二二一%の採掘料は五〇〇万ドルから八三〇万ドルになる見込みという。）

本件の記録から、陪審は TXO がアライアンス社に約束した多額の使用料の一部または全部を免れるために悪意の

詐欺的行動にてたと合理的に判定できたといえる。本件における懲罰賠償額は確かに大きいが、起こりうる被害額の大きさ、TXOの悪意、本件で使われた詐術はより大きな詐欺、欺まんの形態の一部であること、またその資産を考慮すると、懲罰賠償額が州に許された権限を越えて「きわめて過大」であるとはいえない。

アラバマ州の場合と違い、ウエスト・ヴァージニア州の陪審はTXOの資産の大きさを考慮できると説示された。不法行為の効果的な抑止には、同様な状況の下で、大きな資産を有する当事者に対しては通常の資産を持つ当事者に対するよりも大きな制裁金を課す必要がある。不法行為者の資産を強調することは、大企業に対する偏見によって賠償額が影響される危険を増し、その危険は州外の当事者についてとくに憂慮される。しかし、パシフィック保険会社事件でも、被告の資産状況は懲罰賠償を認定する際の考慮の一要因であることが認められている。（ステーヴンス裁判官相対多数意見、レンクイスト、ブラックマン各裁判官同調。ケネディ裁判官一部同調。スカリア裁判官別理由で結果に同意、トーマス裁判官同調。）

【反対意見】

本件の懲罰賠償額は、これまで陪審によつて認定された額または制定法が同様の行為に課す制裁金とは大きくかけ離れているので、合理的に判定された懲罰にあたらぬ。起こりうる被害額は、アライアンス側の弁護士が事実審の後で加えたものにすぎない。かりに起こりうる被害額の見込みが証拠に基づくとしても、陪審への説示はこの点について触れていないので、陪審はこれを考慮できない。陪審への説示、事実審における弁論の記録によると、本件の陪審はTXOが州外の大企業である点に影響されて賠償額を判定したおそれがある。事実審と州最高裁による評決額の

審査はデュー・プロセスの要件を充たすものではなかつた。（オコナー裁判官反対意見、ホワイト裁判官同調。スター裁判官一部同調。）

3 ホンダ自動車会社対オバーグ（一九九四年⁽¹⁰⁾）

【事実の概要】

原告（被上告人）は被告（上告人）の製造・販売した三輪車（all-terrain vehicle）を運転中、車が転覆し重傷を負つた。原告は、この車の本質的また不合理に危険な設計について被告が知っていた、または知るべきであった、と主張して損害賠償を請求した。

オレゴン州では製造物責任訴訟において陪審が懲罰賠償を認定する場合、考慮すべき要因を制定法によって定め、また、原告はこれらの点を「明白な説得力のある証拠」（clear and convincing evidence）によって立証しなければならないと定めていた。さらに州憲法は、陪審の認定した賠償額を上級審の裁判所が審査することを禁止していた。これはアメリカ五〇州の中でオレゴン州のみである。⁽¹¹⁾

懲罰損害の認定にあたって陪審が考慮すべき要因⁽¹²⁾

- (a) 製品の販売当時、被告の非行から重大な被害が生じる見込み、(b)その見込みについての被告の認識、(c)被告の非行がもたらす利益、(d)非行とそれを隠していた期間、(e)非行を発見した際の被告の態度と行動、(f)被告の資産状況、(g)非行の結果、被告に科せられた他の罰の全体的な予防効果——その中には請求者と同様の状況にある当事者に負う

懲罰賠償、また被告がそれまでに科された、または、これから科される刑事罰の重さを含む。

陪審への説示

本件の陪審は懲罰賠償に関して次のような説示を受けた。⁽¹³⁾

「あなたは、原告が一般損害（general damages）補償賠償を得る」とができると認定した場合には、次に、懲罰賠償を与えるかどうかを考慮しなければならない。懲罰賠償は一般損害に加えて不法行為者を制裁し、無謀な非行を防止するために原告に与えられる。

「原告が被告から懲罰賠償を得るために、原告は被告が他人の健康、安全、福祉を無謀にも無視したことを見出で説得力のある証拠（clear and convincing evidence）によって立証しなければならない。

「あなたが、この争点について被告に責任ありと判定すれば、懲罰賠償を与える」とができる。しかし、そうしなければならないということではない。懲罰賠償は裁量に任されている。

「この裁量の行使に際して、あなたは次の証拠を考慮しなければならない。(1) ATVの販売当時において被告の不法行為から重大な被害が生じる可能性。(2)その可能性についての被告の認識の程度。(3)不法行為の期間。(4)主張される車の状況について知られた時の被告の態度と行動。(5)被告の資産状況。⁽¹⁴⁾

陪審は被告の賠償責任を認め、九一万九三九〇ドルの填補損害、五〇〇万ドルの懲罰賠償を原告に与える評決を下した。填補賠償額について、裁判所は原告には事故に寄与した過失があつたとの理由で一〇パーセント減額し、七三万五五一ドルとした。被告は控訴、(1)懲罰損害額は過大であり、(2)オレゴン州裁判所は過大な評決を是正する権限

を欠くので、本件の懲罰賠償は第一四修正の法の適正な過程に違反すると主張した。

オレゴン州控訴審裁判所および州最高裁判所は、以下の理由で事実審判決を支持した。第一に、製造物賠償責任訴訟における懲罰賠償を規制する法律ならびに本件の陪審への説示には、事実認定のための実質的な判断基準の指標が示されている。第二に、州法の下で、原告は「証拠の優越」ではなく「明白かつ説得的な証拠」によって、被告の懲罰賠償責任を立証しなければならない。第三に、事実審裁判所と控訴審裁判所は、陪審による懲罰賠償判断を支える証拠なしと判断すれば評決を取消すことができる。第四に、陪審への説示が十分であったかを審査できる。

ホンダは次の点を争つて連邦最高裁判所に上告した。

【争点】 懲罰損害賠償の額を「評決を支える証拠がないと積極的に判断できる場合を除いて」、裁判所が審査することを禁止するオレゴン州憲法修正は連邦憲法第一四修正の保障する「法の適正な過程」に違反するか。連邦最高裁は違反すると判断した。

【判決理由】

本法廷の先例は、きわめて過大な懲罰賠償額は第一四修正の「法の適正な過程」に違反するとしている。本件での争点は、過大な懲罰賠償を違憲とする基準ではなく、懲罰賠償が恣意的に課されないようにする手続に関するものである。つまり、適正条項は懲罰賠償を与える陪審評決について裁判所による審査を必要とするかが問われている。

伝統的なコモン・ローの下での懲罰賠償算定の方法は適正条項に違反しない。しかし、その場合にも、適正条項の手続的部分が重要である。すなわち、事実審裁判所さらに控訴審裁判所による十分な審査が行われなければならない。

本件では、オレゴン州の定める手続が伝統的なコモン・ローの手続とどれほど違うかを検討しなければならない。

懲罰賠償が認められるようになった最初の判例（一七六三年）以来、裁判所は陪審の認定した懲罰賠償額を審査する役割を担ってきた。一八世紀から一九世紀を通じて、イギリスでは陪審の判断は尊重されなければならないとしながら、裁判所が陪審認定の懲罰賠償額を審査し、それが法外なものである場合には賠償額についての再審理を命じた。アメリカでも、「陪審が重大な誤りを犯した、不適切な動機から判断した、または発生した実損害に比べて過大の損害賠償を認めたような場合には、裁判所は誤りを正すために介入する義務がある」とされた。

第一四修正が制定された前後においても、多くのアメリカの州裁判所は陪審の賠償認定が「偏向」(partiality) または「激情と偏見」(passion and prejudice) に基づいていないかを審査した。しかし、陪審の内心の動機を合理的に審査するのは困難であるので、裁判所は賠償額を審査した。賠償額があまりにも過大であれば、それは陪審の激情、偏見、偏向によるものと推測して、裁判官は陪審の認定した賠償額を破棄し、再審理を命じた。現代でも、この伝統的なコモン・ローの手法が守られており、オレゴン州を除くすべての連邦裁判所と州裁判所において、裁判官が賠償額は適正かを審査している。

懲罰賠償に関するコモン・ローの下での伝統的な裁判所の審査と比べて、オレゴン州の定める審査には大きな違いがある。オレゴン州の事実審裁判官または控訴審裁判官が再審理できるのは、陪審に適切な説示が与えられなかつた、正式審理中に誤りが生じた、または懲罰賠償認定を支える証拠をまったく欠いた場合である。しかし、被告の救済申立の理由が陪審の認定した懲罰賠償額のみを争う場合には、その認定額を減額したり無効にする手続は存在しない。

州最高裁判所による州憲法修正の解釈によれば、陪審の認定した填補損害額と懲罰賠償額が明らかに過大であると認められる場合でも、裁判所は賠償額を変更する権限をもたない。他のすべての州は懲罰賠償について陪審評決後の裁判所による審査を認めてい。オレゴン州裁判所は陪審が激情と偏見に影響されたかを判断するために賠償額の大きさを審査する権限をもたない。半世紀以上にわたって、賠償額の大きさから陪審の激情と偏見を推認した州裁判所の判決例はない。オレゴン州の事実審裁判官は懲罰賠償を認めた評決を支える実質的な証拠がないと判断すれば、評決を覆すことができる。しかし、この司法判断は懲罰賠償を支えるなんらかの証拠があることを求めるもので、実際に認定された懲罰賠償「額」を支える証拠の有無を審査するものではない。オレゴン州での司法審査は、懲罰に値する行為のない当事者に対して懲罰賠償が課されないよう保障するが、制裁に値する行為をなした当事者が恣意的な額の懲罰賠償を課せられないことを保障するものではない。有責の当事者が不当に制裁される可能性がある。なんらかの制裁に値するという証拠は、将来の不法行為を予防するため、州が陪審評決により特定額の支払を命じる合理的な根拠を示す証拠となるものではない。

オレゴン州がコモン・ローにより確立されている財産の恣意的な剝奪に対する保護を認めないことは、適正条項に違反するという推定を生む。懲罰賠償は財産を専断的に剝奪する危険を含んでいる。陪審への説示は額の決定について大幅な裁量を与える。また被告の総資産についての証拠の提示は、ことに地元とあまり関係のない大企業に対して、陪審が評決によって偏見を表明する可能性を生む。陪審認定の賠償額について司法審査を行うことはコモン・ローがこうした危険に対して定める数少ない手続的保障の一つである。オレゴン州は代替の保障を定めることなく、また恣

意的賠償認定の危険が減少したわけでもないのに、この手続的保障を放棄した。これらの理由から、オレゴン州が懲罰賠償額に対する裁判所の審査を認めないことは第一四修正の適正条項に違反する。

原告は、オレゴン州裁判所は陪審の恣意的な懲罰賠償認定に対して、次の四つの規制ができると主張する。(1)懲罰賠償は訴状に特定された額に限定される。(2)懲罰賠償責任の立証には明白かつ説得的な証拠を必要とする。(3)評決前に懲罰賠償額の容認限度を決定できる。(4)詳細な説示を陪審に与える。

第一に、懲罰賠償を訴状に特定された額に限定することは、ほとんどなんの制約にもならない。原告が請求できる額にはなんの制限もない。また請求額を超える賠償を認める評決が無効とされるかは明らかでない。第二に、明白かつ説得的な証拠を求める立証基準は不當に懲罰賠償を課すことに対する重要な制約であるが、「実質的な証拠基準」と同様に、懲罰賠償に値する行為を行った当事者が恣意的な額の懲罰賠償を課せられないという保障にはならない。

第三に、オレゴン州裁判所が陪審の評決前に懲罰賠償額の上限を定めることができるという根拠、先例は示されていない。第四に、陪審への適切な説示は過大な懲罰賠償認定に対する確立された、重要な保障であるが、ここで問題は、陪審が説示に従わず、無法な、偏見に基づく、恣意的な評決を下す可能性である。

民事訴訟においては、損害賠償額を決定する陪審の裁量は裁判所の審査によって規制される。刑事裁判においては、犯罪容疑で起訴された被告人を無罪とする陪審の評決には、まったく司法審査が及ばない。しかし、恣意的な自由の付与と恣意的な自由または財産の剥奪との間には大きな違いがある。適正条項は前者について発言しないが、条項の全体の目的は後者を防止することにある。懲罰賠償によって不法行為者を制裁するという判決は、州の公権力の行使

であり第一四修正の適正条項を遵守しなければならない。コモン・ローの慣行、他のすべての州によって適用されている手続、法の他の分野において適用されている司法審査、正義の基礎的な配慮などに照らして、懲罰賠償の決定は司法審査に服さない陪審の裁量に委ねるべきではない。（ステーヴンス裁判官法廷意見、ブラックマン、オコナー、ケネディ、トーマス、スター各裁判官同調。スカラリア裁判官別理由により同意。）

【反対意見】

製造物責任訴訟における懲罰賠償の付与とその額について、オレゴン州は事実認定者の裁量行使のための指針と制約を定める。同州の手続は連邦憲法の適正条項の要件を充たしていると判断する。

オレゴン州は陪審の裁量を枠付ける評決前の手続をいくつか定めている。第一に、原告は訴状に特定した額を超える懲罰賠償を得ることはできない。この上限は陪審の指標のない、まったく恣意的な懲罰賠償額認定に対するなんらかの制約にはなる。第二に、原告は懲罰賠償請求の一応の根拠を示す証拠を提示しなければ、被告の資産についての証拠の提示を許されない。第三に、原告が明白かつ説得的な証拠によって、被告による「他人の健康、安全、福祉の無謀な無視」(wanton disregard)を立証しない限り、被告は懲罰賠償責任を負う」とはない。第四に、懲罰賠償額の認定は、七つの実体的なクライテリア（前出）に基づく」とを定めている。これらの実体的なクライテリアとそれを詳細に説明する的確な説示によって、陪審は懲罰賠償を認定する十分な指示を与えられている。

オレゴン州の手続の下では、懲罰賠償を認定した評決後の司法審査も可能である。まず、評決を支える証拠が存在することが要件である。裁判所は制定法が定める要件を充たしたという証拠を欠く懲罰賠償評決を無効とすることが

できる。裁判所は再審理 (new trial)、評決に反する判決 (judgment notwithstanding the verdict)、陪審の認定した事実の再審理 (reexamination) を命じる」ことができる。また、陪審に対する説示に誤りがあれば懲罰賠償評決を破棄できる。例えば、賠償の一部は原告の弁護士の報酬に、他の部分は州の傷害補償基金に使われるという説示は、実質的な誤りであるとして懲罰賠償評決が破棄されている。

オレゴン州は製造物責任訴訟において懲罰賠償を認定する法的基準を制定法で定めた。これらの基準は裁判所によって評決前の手続の中で示されるが、評決後の裁判所による審査は限定されている。オレゴン州は事実認定は、それを支える証拠が提示された場合は、陪審の専決領域であるとする立場を選んだのである。その基準が陪審に対する十分な指示を与えていた場合、手続的「適正過程」に違反していないのであるから、当裁判所がそれを変更する理由がない。

オレゴン州の手続は原告の懲罰賠償請求の容認、懲罰賠償額の認定を行う陪審に十分な指針を与えるものであり、被告から手続的「適正過程」の保障を奪うものではない。オレゴン州最高裁判所が、懲罰賠償認定が法の適正な過程の要件に合致するためには、その認定額について常に一定の評決後審査または控訴審による審査に服さなければならないとする立場をとらなかつたのは適切である。本件における評決は、当裁判所の先例に照らして、「きわめて過大である」ので実体的「法の適正な過程」部分に違反するといえるものではない。従つて、当裁判所が州裁判所に対して手続上の指示を与えることは必要でもないし、適切でもない。(ギンズバーグ裁判官反対意見、レーンクイスト首席裁判官同調。)

4 BMW北アメリカ会社対ゴア（一九九六年）⁽¹⁵⁾

【事件の概要】

一九九〇年、被上告人（原告）ゴアはアラバマ州バーミングガム市のBMW販売店から黒色のスポーツ・セダンを四万〇七七五ドルで購入、九ヶ月程運転した後、もつと「いきな」外観に見えるために改装店に車を持ち込んだ。店主はその車が再塗装（搬送中、酸性雨により部分的に変色したため）されていたことを発見した。ゴアは騙されたとして上告人（被告）BMW北米代理店を訴えた。原告は再塗装の事実を知らせなかつたことは主要事項（material facts）の隠蔽にあたると主張し、填補賠償と懲罰賠償および訴訟費用を請求した。

事実審理において、被告は一九八三年に製造または輸送の過程で損傷した車に関する全国指針を採用したことを認めた。損傷の修理費が車の標準小売価格の二%を超える場合には、一時社用に使つた後、中古車として販売する。修理費が二%以内の場合は販売店に修理の事実を知らせずに新車として販売する。原告の車の再塗装費は六〇〇ドル（小売価格の約一・五%）であったので、被告は損傷または修理の事実を販売店には知らせなかつた。

原告は、再塗装された車は完全な新車に比べて、小売価格の約一〇%価値が下がるというBMWの前ディーラーの証言を根拠に、実損害として四〇〇〇ドルを請求、さらに、一九八三年からBMWが再塗装した車九八三台（アラバマ州での一四台を含め）を新車として販売したという証拠に基づいて、懲罰損害として四〇〇万ドル（\$四,〇〇〇×一、〇〇〇台）を請求した。

陪審は、実損害についてBMWの賠償責任を認め、さらに同社の非公開方針は州法に定める詐欺にあたり、「重大、

⁽¹⁶⁾

強圧的または悪意の」行為であると認定し、懲罰損害について請求通りの賠償を認めた。事実審理後、被告は懲罰賠償部分の破棄を申立て、同社の非公開方針は約二五州の法律が定める公開要件に合致し、それまで違法と判断されたことはないと主張した。また同社は、本件の懲罰賠償の評決後、いかに小さなものであれ全ての修理の事実を公開するよう方針を変更した。

事実審裁判官は、陪審の認定した懲罰賠償額は過大ではないとして、被告の申立を却下した。被告は上告したが、アラバマ州最高裁判所は本件の懲罰賠償額は憲法の許容する額を越えるという被告の主張を斥けた。同最高裁は、先例の示した懲罰損害の過大性を判定する要因を本件へ適用して、次のように判断した。(1)BMWの行為は「非難に値する。」(2)非公開方針は同社にとって利益を生んだ。(3)懲罰賠償は「同社の資産状況に重大な影響を与えない。」(4)訴訟には大きな費用がかかる。(5)同じ行為について同社に刑事制裁は科されていない。(6)他の同様な訴訟において懲罰損害が認められなかつたのは「事実審理に本質的に伴う不確定性」を示している。(7)本件の懲罰賠償額は「被告の行為から生じるであろう被害と、また実際に生じた被害」との合理的な関連性を有する。

ただし、州最高裁は、陪審が実損害に全国で再塗装して販売された台数を掛けた額を懲罰損害として認定したのは誤りであるとし、二〇〇万ドルに減額するよう命じた。被告は連邦最高裁へ上告した。

【争点】

第一四修正の「法の適正な過程」条項は州が不法行為者に「きわめて過大な」懲罰を課すことを禁止するか。本件における不法行為は、自動車の全国販売店が新車の引き渡し前の僅少額の補修については代理店と購入者に知らせな

いという方針である。問題は、車の購入者に与えられた二〇〇万ドルという懲罰賠償が憲法上の制限を越えるかである。連邦最高裁は越えると判断した。

【判決理由】

州は不法行為者を処罰し行為の反復を防止するという正当な利益を追求するために適切な懲罰賠償を課すことができる。連邦制度の下では、州が場合に応じた懲罰賠償のレヴェルを決定する相当な柔軟性を必要とする。懲罰賠償を認める大多数の州では、陪審に同様な判断の幅を認め、賠償額が州の制裁と予防という正当な利益を実現するのに合理的に必要なものであることを求めている。賠償額がこれらの利益との関連で「きわめて過大である」とされる場合にのみ、第一四修正の適正条項に違反するとされる。

憲法の求める「法の適正な過程」の基本的な要請は、不法行為の責任を問う場合に、懲罰の対象となる行為のみならず懲罰の厳しさについても公正な予告を必要とする。懲罰賠償額の合理性を判断する指標 (guideposts)として、次の三点を上げることができる。すなわち、非難性の程度、実損害と懲罰賠償との割合、類似の違法行為への制裁である。

(1) 非難性の程度

懲罰賠償の合理性を決めるもうとも重要な指標は、被告の行為に対する非難性の程度である。行為が非難される度合の強いものであれば、懲罰賠償の額も大きい。被告の行為の重大性と懲罰賠償額の大きさの釣合いは一つの審査基準となる。ある不法行為は他の不法行為よりも非難性がつよい。暴力による違法行為は暴力を伴わない違法行為より

も非難性が大きい。詐欺と欺罔は過失よりも非難される。本件においては、特定の非難される行為の悪性を示す要素がない。被告が原告に与えた被害は純粹に経済的な損害である。引き渡し前の補修は車の安全性や外観になんらの影響も与えていない。経済的被害を加えることは、ことに故意の行為によって行なわれた場合、または対象者が資金的に弱い立場にある場合、相当の制裁に値する。しかし、経済的被害を加えるからといって、すべての行為が懲罰賠償に値するものではない。本件の被告は他の多くの州が定めていた制定法の基準を守っていた。故意または悪意をもつて行為した証拠はない。

被告が故意の虚偽表示、作為的な違法行為、不当な動機に基づいて情報を秘匿したという記録もない。陪審は被告が車の購入者に告げなければならぬ主要事項を伝えなかつたと認定した。しかし、本件における主要事項の省略は、故意の虚偽表示をした場合に比べて非難される度合は小さい。ことに本件では公表する義務がないと信じる制定法上の根拠があつた。本件は、悪性の違法行為に通常は伴う状況を示していないので、BMWの行為が二〇〇万ドルの懲罰賠償に値するとはいえない。

(2) 懲罰賠償と実損害の割合

懲罰賠償は補償損害と「合理的な関連」をもたなければならぬ。パシフィック保険会社事件では、補償損害の四倍の懲罰賠償は合憲であるとされた。TXO事件では、被告の行為から実際に生じた損害額と生じうる損害額の合計と懲罰賠償額との間に合理的な関係があるとされた。同事件において、一〇〇〇万ドルという懲罰賠償は、被告の不法行為計画が成功した場合に原告の被つたであろう被害額と対比して、一〇対一を越えるものではなかつた。本件の

一一〇〇万ドルという懲罰賠償は陪審が認定した実損害の五〇〇倍になる。さらに原告や他の購買者が被告の非公表政策によって将来余分の被害に遭う可能性はない。本件における差は両先例で検討されたものよりもはるかに大きい。

もちろん、憲法上の判断が単純な数式によって決まるわけではない。厳しく非難されるべき行為がわずかな額の經濟的損害を生むこともある。また侵害が確定しにくいもので、金錢的評価の難しい非經濟的被害であるかもしない。数式を示して割り切れるものではない。しかし、合理性についての一般的な配慮が憲法上の計算式に入る」とは間違いない。五〇〇対一の比は違憲といわざるをえない。

(3) 同等の違法行為に対する制裁

懲罰賠償を同等の非行に課される民事または刑事罰と比較する。懲罰賠償が過大かを判定する裁判所は、立法府が問題とされている行為に対し定めた適切な制裁額を尊重すべきである。本件では、BMWに課された1100万ドルの経済的制裁は、アラバマ州や他州において同様の非行に科せられる制定法上の罰金よりも相当に大きい。

アラバマ州議会が不正商行為法 (Deceptive Trade Practice Act)において定めている民事罰金の最高額は1100ドルである。他の州では5000ドルから一万ドルの最高額を定めているところもある。いずれにせよ、州外の代理店はこれらの制定法から、違反行為に対して何百万ドルの賠償金を課されるという予告を読み取ることはできない。さらにBMWの方針が最初に争われた当時、アラバマ州や他の州において、その行為がこれほど厳しい制裁に値することを示すような裁判所の判決はなかった。

本件における制裁は、将来における同様の非行を防止するために必要であるという理由によって、正当化できるも

のではない。これほど極端でない方法によって同じ目的が達成できることを考慮しなければならない。数百万ドルの制裁は会社の方針を変えさせたが、他の方法によつてもアラバマ州の消費者の利益が十分に保護されるのではないか。

同社が制定法の要件を守らなかつた前歴はないのであるから、本件において州最高裁が求めた公表要件を完全に履行する十分な動機を、もつと穩当な制裁によつて与える」とができないとはいえない。この種の不法行為に対し、これだけ大きな懲罰賠償を課すことについて、公正な予告 (fair notice) がなかつた。本件の懲罰賠償は過大であり、デュー・プロセスに違反する。(ステーヴンス裁判官法廷意見、オコナー、ケネディ、スター、ブライヤー各裁判官同調。ブライヤー裁判官同意意見にオコナー、スター各裁判官同調。)

【反対意見】

州裁判所の事実審理手続が懲罰賠償を認めるか、どれだけの額を認めるかを陪審の裁量に委ね、その「合理性」を裁判所が審査することを定めている以上、被告は「適正な」すべての手続を保障されている。第一四修正の適正過程条項は、過大な民事補償賠償の不公正、「不合理な」懲罰賠償の不公正に対する実体的保障の隠し場所ではない。第一四修正の手続保障は、州裁判所において賠償判決の合理性を争う機会を保障するに止まり、連邦憲法上、損害賠償が現実に合理的であるとの保障を意味するものではない。判決が示した新しい「指標」は、懲罰賠償について陪審判断の合理性を本法廷が審査することを意味する。不合理に課された賠償に対して審査を求める、連邦憲法上の権利を論理的に認めたことになる。しかも、裁判所が懲罰の「公正性」を審査することは、実体的適正手続に基づいて陪審評決を「過大である」、「不合理である」と判定し、違憲であるとして覆すことになる。(スカラリア裁判官反対意見、

トーマス裁判官同調。)

本法廷は伝統的な州の領域への必要でもなく賢明でもない介入を行つてゐる。懲罰損害については、最近、立法府において改革措置がとられ、また審議されている。⁽¹⁷⁾アラバマ州最高裁は本件において本法廷の指示に従い、さらに独自の基準を示して、懲罰賠償を審査した。当裁判所は州裁判所の判断を変更し、州が支配する領域に不必要に介入すべきではない。(ギンズバーグ裁判官反対意見、レーンクイスト首席裁判官同調。)

三 懲罰賠償の問題点——むすびにかえて

アメリカでは民事の損害賠償訴訟において、発生した損害の填補のみならず、それに加えて制裁と予防を目的とする懲罰賠償が認められている。コモン・ローの伝統に従つて、不法行為法は准刑事的機能を担つてゐる。民事手続において懲罰賠償を与えることにはさまざまな問題がある。懲罰の対象となる被告の権利保護は十分か。なぜ原告が実損害を越える賠償を受け取るのか。懲罰賠償を認定する適切な手続、基準はなにか。事実認定者の裁量をどうコントロールするか。しかし、アメリカの現代の不法行為法は懲罰損害を認め、被害者が加害者の悪質な非行に対する懲罰を求める役割を積極的に担うことを期待している。右に取り上げた連邦最高裁の四つの判決は、陪審が懲罰賠償を認定する手続、裁判所が陪審の評決を審査する基準、さらに懲罰賠償額が第一四修正のデュー・プロセスに違反するほど「きわめて過大である」かを問題とした。これらの判決を通じて、なにが言えるのか。

第一に、コモン・ローの発展させた懲罰賠償は、連邦憲法上も承認され、その機能を活発に發揮してゐる。州裁判

所の事実審理における陪審の裁量が尊重され、懲罰賠償の合理性は州裁判所の審査基準に基づく判断に委ねられる。

BMW事件を除いて、連邦最高裁は陪審が認定し州裁判所が審査した懲罰賠償額について、デュー・プロセスに違反しないと判断した。ホンダ事件では、裁判所による評決後の懲罰賠償額の審査を禁止したオレゴン州憲法の条文を違憲としたが、反対意見は陪審による懲罰賠償額の判断を妥当であるとしている。連邦最高裁裁判官の中に懲罰損害そのものを違憲として否定する見解はない。

第二に、陪審の裁量は無制約のものではない。まず、州の事実審裁判所による説示に従い、また州裁判所の評決後の審査に服する。この手続的コントロールを欠く場合には連邦憲法第一四修正に違反する。連邦裁判所の審査は、州裁判所の事実審の手続、審査基準が「手続的」適正過程の要件を備えるかに向けられる。ホンダ事件判決は、オレゴン州憲法が州裁判所による陪審評決の審査を禁止したことが、第一四修正の「法の適正な過程」に違反すると判断した。しかし、過大な額の懲罰賠償が第一四修正の適正過程に違反するかについては裁判官の意見が分かれる。まず、連邦裁判所は州裁判所の懲罰賠償を審査できるという立場である。この立場はさらに、審査の対象は懲罰賠償を認定する手続の適正に限られる（手続的適正過程）という考え方と、賠償額の適正にも及ぶという考え方とに分かれる。後者は、過大な懲罰賠償額についての判断が必ずしも「実体的」適正過程の審査にあたるとは考えないが、前者からはそう批判されている。BMW事件では、五人の裁判官があまりにも過大な懲罰賠償は合理性を欠き違憲であるとした。他方、違憲でないという立場の裁判官はいくつかの違った理由をあげている。(a)連邦最高裁による懲罰賠償額の審査は憲法上の根拠を欠く。(b)懲罰賠償の合理性判断は州裁判所に本来委ねられる事柄であり、連邦裁判所は賠償額の審査に関

与すべきではない。(c)審査の合理的基準を示しえないので、「実体的」適正過程に基づく判断にならざるを得ない。

(d)州裁判所が認定した懲罰賠償額が合理性を欠くとはいえない。

このように裁判官の立場が分かれるのは、懲罰賠償額の妥当性を判断する合理性基準を明確にすることがいかに難しいかを示している。四つの事件判決は、なにをもって「きわめて過大な」懲罰賠償かを判断する憲法上の手続と基準を論じたのであるが、明確な指標か数式が示されたわけではない。そもそも連邦裁判所が単純明快な包括的基準を示せる問題ではないといえよう。

第三に、しかし、これらの事件判決で示された議論と指標は、懲罰賠償の特質と目的、不法行為法が担う制裁と予防について考えるうえで、有益な示唆を与えてくれる。そこでは、事実認定を行う陪審と裁判官の裁量をコントロールする具体的な手続と基準について、さまざまな議論が交わされている。これらの点について、最近のアメリカ不法行為制度改革の動きはきわめて興味深い。BMW事件判決におけるギンズバーグ裁判官の反対意見には、州における懲罰損害についての改革の詳細なリストが付されている。それによると、次の三点が主な改革の対象になっている。

(1)懲罰賠償額の上限を定める。一定額（例えば、二五万ドル）または実損害の一一定倍数までとする。(2)懲罰賠償の一部または全部を州の被害者補償基金に入れる。(3)事実審理を懲罰賠償責任の判定と賠償額の認定とに一分する。その理由は、賠償責任の成否の判断が賠償額認定の判断要因によって影響されることを防止するためである。例えば、被告の資産状況、不法行為成立後の被告の対応行動、被告が不法行為から得た利益などは、賠償責任が認定された場合にはじめて、賠償額を決定する局面で考慮の対象となる。事実審理の責任判断の局面と賠償額認定の局面を手続的に

分離するのである。

第四に、これらの制度改革においても、右の四つの連邦最高裁判決においても、不法行為法が予防・制裁の機能を担うことはござりません。これを否定する考えはない。しかも制裁と予防のために適切な懲罰賠償という表現で論じられてゐるが、懲罰的賠償の実質は、不法行為者が利得することを許さない、不当利得を吐き出させる、それが制裁であり予防であるという基本的な考えに貫かれてゐる。これが日本における不法行為法の今後の役割を考える上で一番興味のある点である。

- (1) 橋口範雄「制裁的慰謝料論について——民刑峻別の「理想」と現実——」シユリスト九一一号一九頁（一九八八年）。早川吉尚「懲罰的損害賠償の本質」民商（一一〇一六一九四）一〇一六頁。
- (2) 最高裁判所平成九年七月一一日第一小法廷判決。裁判所時報一九九号二二頁（平成九年八月一日）。
- (3) Pacific Mutual Life Insurance Co. v. Haslip, 499 U.S. 1, 113 L. Ed. 2d 1, 111 S. Ct. 1032 (1991). [以下、后田は L. Ed. 2d から]
- (4) *Id.* at 12 n.1.
- (5) *Id.* at 21-22.
- (6) アラバマ州議会は一九八七年に大部分の事件において懲罰損害額に一五万ドルの上限を定めた。本件の訴訟はそれ以前に提起されたのとの上限を適用されない。*Id.* at 20 n.9.
- (7) TXO Production Corp. v. Alliance Resources Corp., 509 U.S. —, 125 L. Ed. 2d 366, 113 S. Ct. 2711 (1993).
- (8) *Id.* at 382-83 n.29.
- (9) TXOは次の基準の採用を主張した。(1)同州の他の被告に対し認定された懲罰賠償、(2)他の州の同様な行為に対し認定されたもの、(3)同様の行為に関して制定法が定める罰則、(4)先例の認めた懲罰賠償額と填補賠償額との割合。*Id.* at 378.

- (10) Honda Motor Co. v. Oberg, 512 U.S.____, 129 L. Ed. 2d 336, 114 S. Ct. 2331 (1994). 本件の事例紹介として、附二に記述
〔一九九五〕 ノーメンカ法[1] | ○"ヌメン"

(11) "In actions at law, where the value in controversy shall exceed twenty dollars, the right of trial by jury shall be preserved, and no fact tried by a jury shall be otherwise re-examined in any court of this State, unless the court can affirmatively say there is no evidence to support the verdict." OR CONST. art. VII, section 3.

- (12) OR. REV. STAT. section 30. 925 (3) (1991).
- (13) Honda, 129 L. Ed. 2d at 355 n.6

(14) サンタの異議由來による、制限法上認めた要因、(c)サンタの不法行為による種類、(g)サンタに料金がかかる他の制裁の全体制な子防効果、を誤認から撤かれた。サンタの異議は、(c)が、表現が不法行為の存在を推測せしむ、(g)は、サンタがそれらの懲罰的賠償を課せられたとするが如く、(c)の範囲である。Id.

- (15) BMW of North America, Inc. v. Gore, 517 U.S.____, 134 L. Ed. 2d 809, 116 S. Ct.____ (1996).

(16) "Suppression of a material fact which the party is under an obligation to communicate constitutes fraud. The obligation to communicate may arise from the confidential relations of the parties or from the particular circumstances of the case."

ALB. CODE sections 6-5-102, 6-11-21 (1993).

- (17) See Appendix to Dissenting Opinion of Justice Ginsburg. 懲罰的賠償の改革や規制をした制限法の詳述が付され、134 L. Ed. 2d 809 at 851-54. 本件の法学者は米国法律家協会の専門委員会による報告書（一九九一年）が影響を及ぼす。See Victor E. Schwartz & Mark A. Behrens, *The American Law Institute's Study on Enterprise Responsibility for Personal Injury: A Timely Call for Punitive Damages Reform*, 30 SAN DIEGO L. REV. 263 (1993). また、一九九一年、本件の再審理されたトマス最高裁は懲罰的賠償額を100万ドルから50万ドルに減額した。TRIAL, July 1997 (vol. 33, no. 7), at 98.